

国民年金 だより

お知らせ 第1号被保険者には 独自給付があります

○付加年金

本人の申出により、加入することができません。定額の保険料に付加保険料(400円)を加えて納めます。ただし、保険料の免除を受けられている方、及び国民年金基金へ加入している方は付加保険料を納付できません。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数。たとえば、10年納めると(200円×120月=2万4千円)で計算された年金額が基礎年金額に計算されます。

○寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金の資格期間(25年)を満たした夫が、年金を受けないで死亡

した場合に、10年以上婚姻期間があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。年金額は夫の基礎年金で計算した額の4分の3です。ただし、夫が障害基礎年金の受給権をもっていたり、妻が繰り上げの老齢基礎年金を受けているときは、寡婦年金は支給されません。

○死亡一時金

死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付期間(一部納付期間のある方はその期間に応じて計算した期間)が3年以上ある人が死亡した時、支給されます。ただし、死亡した人が、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けていた時、又は、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる時は支給されません。

○短期在留外国人の脱退一時金

日本に住む外国人も、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することになります。

国民年金の保険料納付期間(一部納付期間のある方はその期間に応じて計算した期間)が6か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない、短期在留の外国人には被保険

者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

募集 第2回 ねんきん作品 コンクール募集について

年金教育の一環として、次世代を担う県内の中学・高校生に在籍する生徒を対象に実施します。応募は標語・イラスト・ポスターの3部門。標語には「ねんきん」若しくは「年金」を入れてください。イラスト及びポスターについては、「年金は世代と世代の支え合い」「年金でつくる豊かな老後」又は「家族と年金」「年金は老後だけじゃない」をテーマに表現してください。

標語・イラスト部門については、学校配布済みのハガキをご利用ください。ポスターの部については、四つ切の画用紙を使用し、学校単位で応募してください。

ポスターの部最優秀作品は「社会保険庁全国年金作品コンクール」に推薦します。

締切日は10月31日(水)となっております。

お知らせ 休日・時間外の 年金相談のお知らせ (10月)

○年金相談の受付時間変更
10月9日(火)は、県内4つの社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、10月1日(月)・15日

(月)・22日(月)・29日(月)についても、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日
10月13日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

問い合わせ
高知西社会保険事務所
☎ 875-1717

ひとり親家庭医療費助成制度の開始について

現在、助成を行っている母子家庭医療費助成制度が改正され、10月1日から、父子家庭も対象とする、ひとり親医療費助成制度となりました。これは、ひとり親家庭の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るものです。

助成対象者

い町に住所を有し次のいずれかに該当する者
①児童を監護し、その者と生計を維持する配偶者のない女子又は男子
②前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童

③祖母又は祖父と孫又は、姉又は兄と弟妹からなる世帯であって、母子又は父子家庭に準ずると認められる世帯

④母子及び寡婦福祉法に規定する父母のない児童

制限事項

世帯に属する者に所得税法に規定する所得税納税者がいないこと。
児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

受給者証は申請をした月の翌月から有効となります。ただし、月の初日(1日)の場合はその月から有効となります。

母子家庭医療費受給者証をお持ちの方は、手続きの必要はありません。
申請に必要なもの
印鑑

健康保険証(該当者全員)を持参のうえ、役場窓口で申請をしてください。
受付・問い合わせ
町民課

☎ 893-1117
吾北総合支所住民課
☎ 867-2300
本川総合支所住民課
☎ 869-2112